



# 宮 崎 県 公 報

平成27年7月23日(木曜日) 第 2711 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	訓 令	頁
○建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1		○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する 訓令…………… (人事課) 10	
告 示		公 告	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同 意…………… (水産政策課) 10		○入札公告…………… 10	
		正 誤	
		○平成27年7月13日付け県公報(第2708号)中…………… 11	

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 2 項又は第 3 項の免許の申請は、別記様式第 1 による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 写真(申請前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもの。第 5 条第 2 項及び第 6 条第 1 項において同じ。)</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があったときは、写真を貼付した別記様式第 3 による申請書に、免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本を添えて、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、第 1 項の規定による届出があったときは、名簿を訂正し、前項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、当該申請をした者に交付するものとする。</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 2 項又は第 3 項の免許の申請は、別記様式第 1 による申請書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 写真(申請前 6 月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもの。第 5 条の 2 第 2 項及び第 6 条第 1 項において同じ。)</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、名簿を訂正するものとする。</p> <p>(免許証の書換え交付)</p> <p>第 5 条の 2 二級建築士又は木造建築士は、前条第 1 項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>2 前項又は法第 5 条第 3 項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼付した別記様式第 3 による申請書</p>

<p>(名称等の変更の届出)</p> <p>第11条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、<u>法第10条の20第3項</u>において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(規定の適用)</p> <p>第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における<u>第5条、第6条、第9条、第9条の2</u>の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、<u>第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項、第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。</u></p> <p>(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出)</p> <p>第18条 法第23条の5第1項の規定による届出は、別記様式第10による届出書によってしなければならない。</p>	<p>に、<u>免許証又は免許証明書及び戸籍の謄本又は抄本(前項の規定により申請する場合に限る。)</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、<u>第1項又は法第5条第3項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、当該申請をした者に交付するものとする。</u></p> <p>(名称等の変更の届出)</p> <p>第11条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、<u>同条第3項</u>において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(規定の適用)</p> <p>第11条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における<u>第5条から第6条まで、第9条及び第9条の2</u>の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、<u>第5条の2の見出し及び同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「<u>法第5条第3項の規定により免許証</u>」とあるのは「<u>法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書</u>」と、第6条第1項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条の2第1項中「免許を取り消したとき又は第8条第2項の規定による届出があったとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第11条の9の規定により第8条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」とする。</u></p> <p>(建築士事務所名簿の登録事項等の変更の届出)</p> <p>第18条 法第23条の5第1項又は第2項の規定による届出は、別記様式第10による届出書によってなければならない。</p>
<p>別記様式第1を次のように改める。</p>	

別記  
様式第 1 (第 2 条関係)

宮崎県収入証紙貼付欄

二級  
木造 建築士免許申請書

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。  
外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、<sup>二級建築士</sup>の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて申請します。  
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

宮崎県知事 殿

----- ( 署 名 ) -----

ふりがな 氏名	生 年 月 日 昭和 平成 年 月 日	写真貼付欄	
		性別 男□ 女□	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者本人のみ</li> <li>6ヶ月以内に撮影したもの</li> <li>正面、無帽、無背景</li> <li>縦4.5cm×横3.5cm</li> </ul> ※ 写真の裏面に県名・氏名を記入し、のりでしっかりと貼り付けてください。 ※ 貼付した写真は免許証に転写されます。
本 籍	〒		
現住所	電話		

試 験	二級建築士 試験に合格した時期		年	
	合格通知日付	年 月 日	合格通知番号	第 号

欠 格 事 由	1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣言もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□ いない□
	2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 ( ) あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日	ある□ ない□
	3	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 ( ) あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日	ある□ ない□
	4	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 年 月 日	ある□ ない□
	5	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで	ある□ ない□

※ 審査欄	手数料確認	写真照合	戸籍照合	合格者照合	欠格審査	名簿登録	免許証発行

※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※都道府県受付番号	
-------	--	--------	-------	-----------	--

別記様式第 3 及び別記様式第 3 の 2 を次のように改める。

様式第 3 (第 5 条の 2 関係)

二級  
木造 建築士免許証書換え交付申請書

私は、このたび下記のとおり二級建築士 登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則  
木造建築士  
第 5 条の 2 第 2 項の規定により、書換え交付を申請します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者住所 -----

氏 名 ----- (印)

記

	登録事項	変 更
1 氏 名		
2 生 年 月 日		
3 性 別		
4 登 録 の 種 別	二級 ・ 木造	
5 登 録 番 号	宮崎県 第 号	
6 登 録 年 月 日	年 月 日	
7 変 更 年 月 日	年 月 日	<b>写真貼付欄</b> ・ 申請者本人のみ ・ 6ヶ月以内に撮影したもの ・ 正面、無帽、無背景 ・ 縦4.5cm×横3.5cm * 写真の裏面に県名・氏名を記入し、のりですっきりと貼り付けてください。 * 貼付した写真は免許証に転写されます。
8 変 更 の 理 由		
9 講 習 受 講 履 歴 記 載 希 望	(有) ・ (変更無) ・ (無)	

様式第 3 の 2 (第 6 条関係)

二級  
木造 建築士免許証再交付申請書

私は、このたび免許証・免許証明書を汚損し、又は紛失しましたので、建築士法施行細則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

宮崎県知事 殿

年 月 日

申請者住所 .....

氏 名 ..... 印

記

1 氏 名		<b>写真貼付欄</b> ・ 申請者本人のみ ・ 6ヶ月以内に撮影したもの ・ 正面、無帽、無背景 ・ 縦4.5cm×横3.5cm * 写真の裏面に県名・氏名を記入し、のりでしっかりと貼り付けてください。 * 貼付した写真は免許証に転写されます。
2 生 年 月 日		
3 性 別		
4 登 録 の 種 別	二級 ・ 木造	
5 登 録 番 号	宮崎県 第 号	
6 登 録 年 月 日	年 月 日	
7 汚 損 又 は 紛 失 の 年 月 日	年 月 日	
8 汚 損 又 は 紛 失 の 理 由 (具体的に詳しく記入のこと)		
9 講 習 受 講 履 歴 記 載 希 望	(有) ・ (変更無) ・ (無)	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 8 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">宮崎県収入証 紙はり付け欄</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 の 2 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">宮崎県収入証 紙はり付け欄</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 8 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第 8 の 2 (第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p>[略]</p>

別記様式第10を次のように改める。

様式第10(第18条関係)

一級  
二級  
木造 建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、 [ 建築士法第23条の5第1項  
建築士法第23条の5第2項 ] の規定により、届け出ます。

年 月 日

届 出 者  
(開設者の氏名(開設者が  
法人である場合は名称及  
び代表者の氏名))

宮崎県知事 殿

印

〔注意事項〕

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建 築 士 事 務 所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	年 月 日
	登録番号	宮崎県知事登録 第 号

項 目	変 更 前	変 更 後	変更年月日	
変 更 事 項	建築士事務所の名称 <small>ふりがな</small>	<small>ふりがな</small>		
	建築士事務所の所在地			
	電話番号	電話( ) -	電話( ) -	
	開設者の氏名又は名称 <small>ふりがな</small>	<small>ふりがな</small>		
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1(役員名簿)のとおり		
	管理建築士 <small>ふりがな</small> 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	<small>ふりがな</small> 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号	
	所属建築士	別添2(所属建築士変更事項)のとおり		

【作成担当者】

氏 名:  
電話番号:

別添 1

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後		
氏 名	役職名	氏 名	役職名	生 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有   
無



別添 2

所属建築士変更事項

(記入注意)

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

ふりがな 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

		変 更 前	変 更 後
(備考)		一級建築士 名	一級建築士 名
		二級建築士 名	二級建築士 名
		木造建築士 名	木造建築士 名
		構造設計一級建築士 名	構造設計一級建築士 名
		設備設計一級建築士 名	設備設計一級建築士 名
別紙 有 <input type="checkbox"/>	計	計	計
無 <input type="checkbox"/>			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築士法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 458号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 7 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

発起人の住所及び氏名	延岡市 (有) 浩栄水産 延岡市 松比良 誠司
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区
区 分	中型まき網漁業

同意成立の届出年月日	平成27年 6 月29日
------------	--------------

訓 令

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年 7 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 6 号

本 庁  
各出先機関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和41年訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 2 条 特別の勤務に従事する職員で前条の規定によることが適当と認められないものの勤務時間は、その勤務の態様及び内容に応じて別に定める。また、特別の事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。	第 2 条 特別の勤務に従事する職員で前条の規定によることが適当と認められないものの勤務時間は、その勤務の態様及び内容に応じて別に定める。また、 <u>公務の運営上の事情により必要な場合又は特別の事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。</u>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年 7 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 I C カード運転免許証更新自動受付機 8 式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成28年 1 月 1 日から平成32年12月31 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による

- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。  
入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約

であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

(7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

### 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成27年8月25日(火)午後5時までに下記11の場所に提出(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。

また、当該書類を郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成27年8月25日(火)午後5時着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成27年7月23日(木)から平成27年8月31日(月)まで

(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成27年7月23日(木)から平成27年8月25日(火)まで

(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部7階703会議室

(2) 日時 平成27年9月1日(火)午後1時30分

### 8 入札保証金

宮崎県財務規則第100条の規定による。

### 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

### 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

### 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A rental contract and maintenance of the IC driver's license update automatic acceptance machine, 8 sets

(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 25 August, 2015

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

## 正 誤

平成27年7月13日付け県公報(第2708号)中

ページ	段	行	誤	正
3	左	28	田野町八重土地改良区	田野町八重地区土地改良区
3	右	24	田野町東土地改良区	田野町東地区土地改良区

--	--